



山形県公報

平成16年9月24日(金)
第1579号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

救急病院等の告示.....(健康福祉企画課)...1053  
 指定居宅サービス事業者の指定.....(村山総合支庁福祉課)... 同  
 指定居宅介護支援事業者の指定.....( 同 )...1054  
 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更.....( 同 )... 同  
 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更.....( 同 )...1055  
 指定居宅サービス事業者の指定.....(置賜総合支庁福祉課)... 同  
 開発行為に関する工事の完了.....(最上総合支庁建築課)... 同  
 道路の位置の指定.....( 同 )... 同

### 選挙管理委員会

### 告 示

直接請求に必要な有権者の数.....1056

### 公 告

県営住宅入居者の一般公募.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)... 同  
 同.....(庄内総合支庁建築課)...1058

## 告 示

### 山形県告示第933号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成16年9月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 名 称                     | 所 在 地      | 認 定 期 間                      |
|-------------------------|------------|------------------------------|
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院 | 山形市沖町79番1号 | 平成16年11月7日から<br>平成19年11月6日まで |

### 山形県告示第934号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成16年9月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                     | 事業所の名称及び所在地                                       | 居宅サービスの種類       | 指定年月日     |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------|-----------|
| 有限会社シルバーサポート<br>村山市大字湯野沢1692番地の1        | 有限会社シルバーサポート<br>村山市大字湯野沢1692番地の1                  | 福祉用具貸与          | 平成16.7.28 |
| 医療法人東北医療福祉会<br>山形市大字菅沢鬼越255番地           | フラワーさがえ<br>寒河江市大字寒河江字小和田41番地                      | 痴呆対応型<br>共同生活介護 | 同 8.5     |
| オークランドホーム株式会社<br>山形市南原町三丁目20番27号        | オークランドホーム木洩れ陽<br>山形市南原町三丁目17番8号                   | 痴呆対応型<br>共同生活介護 | 同 8.18    |
| 特定非営利活動法人ワーカーズコープ<br>東京都豊島区南大塚二丁目33番10号 | 特定非営利活動法人ワーカーズコープ山形支所三日町陽だまり宅老所<br>山形市三日町二丁目1番41号 | 通所介護            | 同 8.24    |

## 山形県告示第935号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成16年9月24日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地                          | 指定年月日     |
|-----------------------------------|--------------------------------------|-----------|
| 有限会社ケアサービス東北<br>尾花沢市大字荻袋1490番地の40 | 居宅介護支援事業所ケアサービス東北<br>尾花沢市大字芦沢1216番地1 | 平成16.7.28 |
| 医療法人東北医療福祉会<br>山形市大字菅沢字鬼越255番地    | 山形厚生病院居宅介護支援センター<br>山形市大字菅沢字鬼越255番地  | 平成16.8.17 |

## 山形県告示第936号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年9月24日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地               | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地                               |                                             | 変更年月日    |
|-----------------------------------|-----------|-------------------------------------------|---------------------------------------------|----------|
|                                   |           | 変更前                                       | 変更後                                         |          |
| 医療法人社団みゆき会<br>上山市弁天二丁目2番11号       | 通所介護      | 医療法人社団みゆき会<br>みゆきデイサービス石崎<br>上山市石崎一丁目3番5号 | 医療法人社団みゆき会<br>みゆきデイサービス金生<br>上山市金生東二丁目6番41号 | 平成16.9.1 |
| 株式会社ケアサービス東北<br>尾花沢市大字荻袋1490番地の40 | 訪問介護      | 訪問介護事業所ケアサービス東北<br>尾花沢市大字荻袋1490番地の40      |                                             | 平成16.8.1 |

## 山形県告示第937号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年9月24日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                | 事業所の名称及び所在地     |                   | 変更年月日      |
|------------------------------------|-----------------|-------------------|------------|
|                                    | 変更前             | 変更後               |            |
| 医療法人東北医療福祉会<br>山形市大字菅沢字鬼越<br>255番地 | つくしが丘居宅介護支援センター | フラワー小姓町居宅介護支援センター | 平成16. 8. 4 |
|                                    | 山形市小姓町7番15号     |                   |            |

## 山形県告示第938号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成16年9月24日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地   | 事業所の名称及び所在地             | 居宅サービスの種類 | 指定年月日       |
|-----------------------|-------------------------|-----------|-------------|
| 株式会社きらら<br>米沢市徳町4番26号 | デイサービスきらら<br>米沢市徳町4番26号 | 通所介護      | 平成16. 8. 30 |

## 山形県告示第939号

次の開発行為は、完了した。

平成16年9月24日

山形県知事 高橋和雄

- 許可番号  
平成16年8月27日 指令最総建第4号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
新庄市金沢字沖1073 - 2、1074 - 2、1074 - 6、1074 - 7、1109 - 6、1111 - 5、1117 - 13
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
新庄市大字鳥越1780番地1  
沼田建設株式会社 代表取締役社長 永井 利信

## 山形県告示第940号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成16年9月24日

山形県知事 高橋和雄

- 指定の番号 私有最総建第193号
- 指定の場所 新庄市上金沢町1 - 3
- 道路の現況 幅員6.0メートル 延長37.52メートル
- 指定年月日 平成16年9月15日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成16年9月24日

山形県選挙管理委員会

委員長 安 部 敏

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,783人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数 231,521人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名         | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|--------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市          | 67,431人 | 村山市           | 7,873人  | 西村山郡 | 13,020人 |
| 米沢市          | 24,551人 | 長井市           | 8,439人  | 最上郡  | 13,997人 |
| 鶴岡市・<br>西田川郡 | 29,235人 | 天童市           | 16,847人 | 東置賜郡 | 12,417人 |
| 酒田市          | 26,931人 | 東根市           | 12,215人 | 西置賜郡 | 9,757人  |
| 新庄市          | 10,932人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 8,394人  | 東田川郡 | 18,549人 |
| 寒河江市         | 11,620人 | 南陽市           | 9,555人  | 飽海郡  | 10,282人 |
| 上山市          | 10,006人 | 東村山郡          | 7,662人  |      |         |

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年9月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                          | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        |                                        | 敷金     | 摘要                       |                                        |
|----------------|------------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|--------------------------|----------------------------------------|
|                |                              | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |        |                          | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営屋城町アパー<br>ト  | 長井市屋城町4                      | 3LDK | 72.2                          | 1    | 一般用 | 25,900                  | 31,500                                 | 37,200                                 | 42,900                                 | 49,600                                 | 57,000 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                        |
| 同              | 長井市屋城町4                      | 2LDK | 61.4                          | 1    | 同   | 22,000                  | 26,700                                 | 31,600                                 | 36,500                                 | 42,200                                 | 48,400 |                          |                                        |
| 同 小国アパー<br>ト2号 | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3 -<br>3 - 8 | 3DK  | 59.4                          | 1    | 同   | 13,400                  | 16,300                                 | 19,300                                 | 22,300                                 | 25,700                                 | 29,600 |                          |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円（その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間（平成16年8月以降の公募）のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年10月1日から10月8日まで（ただし、郵送の場合は、平成16年10月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター置賜西事務所  
（山形県長井市高野町二丁目3番1号）

## 5 入居の時期 平成16年11月中旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年9月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称          | 所在地                | 規格   |             | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            |                            | 敷金      | 摘要           |                            |
|-------------|--------------------|------|-------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------|--------------|----------------------------|
|             |                    | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積 |      |     | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超過153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超過178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超過200,000円以下の者 | 収入が200,000円を超過238,000円以下の者 |         |              | 収入が238,000円を超過268,000円以下の者 |
| 県営美原アパート2号A | 鶴岡市美原町19-28        | 2DK  | 40.5平方メートル  | 1    | 一般用 | 11,400円         | 13,800円                    | 16,300円                    | 18,900円                    | 21,800円                    | 25,000円 | 3月分の家賃に相当する額 | 单身可                        |
| 同城南アパート1号A  | 同城南町9-34           | 3DK  | 62.6        | 1    | 同   | 18,200          | 22,100                     | 26,100                     | 30,100                     | 34,800                     | 39,900  |              |                            |
| 同こがねアパート3号A | 酒田市こがね町一丁目21-14    | 同    | 61.0        | 1    | 同   | 16,600          | 20,200                     | 23,900                     | 27,600                     | 31,900                     | 36,600  |              |                            |
| 同鳥海アパート1号C  | 同富士見町三丁目2-118      | 同    | 69.2        | 1    | 同   | 22,500          | 27,300                     | 32,300                     | 37,300                     | 43,100                     | 49,500  |              |                            |
| 同遊佐アパート     | 鮎海郡遊佐町大字遊佐町字田子10-2 | 同    | 59.3        | 2    | 同   | 13,800          | 16,700                     | 19,800                     | 22,900                     | 26,400                     | 30,300  |              |                            |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年10月5日から同月12日まで(ただし、郵送の場合は、平成16年10月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター庄内事務所

## 5 入居の時期 平成16年12月上旬